

# オーストラリアにおける税務ガバナンスの動向

2017年8月10日

## はじめに

税の環境はグローバルに急速に変化しており、税の透明性は世界中の政府および税務当局にとって優先して取り組むべき領域となってきています。OECD（経済協力開発機構）のBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトが多国籍企業の不適切な税負担および租税回避を防止することを目的として実施されたことを受けて、現在、各国の税務当局は、新しい税制度を導入する過程にあります（OECDのBEPSレポートに準拠している国もあれば、更に進んだ取り組みを行っている国もあります。）。また、世界各地でBEPSおよび多国籍企業による税の透明性を高めることに関して社会的な関心が高まっています。その例としては、米国の多国籍企業に対する英国での抗議運動、報道機関への納税者の機密情報漏洩、および多国籍企業の租税回避に反対する団体からの新聞やメディアへの継続的な記事掲載などがあげられます。報道機関や国際社会において税の透明性に関する問題が顕著に表れていることを踏まえ、税務リスク管理と税務ガバナンス体制の確立がますます重要になってきています。

オーストラリアでは、ここ数年、税の透明化に関する取組みが大幅に進んでおり、この領域においてグローバルリーダーとなっています。オーストラリア税務当局（ATO: Australian Taxation Office）は、10年以上前から税務ガバナンスに関する様々な取組を推進していますが、2017年1月、**Tax Risk Management and Governance Review Guide**が公表され、その動きはますます顕著になってきています。このガイドは、オーストラリアの企業に向けた税務ガバナンスに関するATOの期待を反映しており、ATOによる将来の税務ガバナンスレビューの際のベンチマークであるとも言えます。直近においては、ATOより今後4年間でオーストラリアのトップ1,000企業の税務ガバナンス体制に関するレビューが行われることが発表されています。本稿では、税務ガバナンスに関する最近のATOの動向、日系企業に対する影響、取るべきアクションについて記載します。

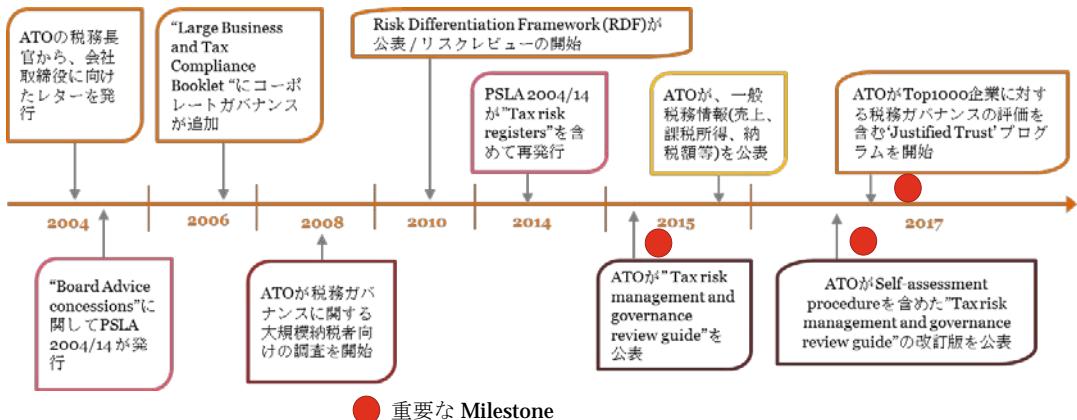
## オーストラリアの税務ガバナンスに関する動向の概要

ATOは、税務ガバナンスに関する最初のガイドラインである**Tax Risk Management and Governance Review Guide**を2015年に発表後、本ガイドについて、企業の取締役に向けた新しいガイダンスおよび、推奨される**Self-assessment procedure**を含む大幅なアップデートを2017年1月に行いました。直近のアップデートにおける目的は、税務リスク管理プロセスと手順が効果的に運用されていることをテストできるポリシーがあるかどうかを確認するための内容を含めることだけでなく、ATOの動向への納税者の理解を助長することも含んでいます。ATOは、大企業は強固な税務リスク管理とガバナンスの枠組みを運用している証拠を提供できる、と期待しています。なお、形式化された税務ガバナンス体制についての文書が整備され、**Board-level**（取締役会レベル）および**Managerial-level**（経営陣レベル）での税務の定期的な評価が行われている場合、ATOに対して「**justified trust**」（**justified trust**とは、OECDのコンセプトであり、納税者が、オーストラリアでの経済活動に対して適正な税額を支払っていることについての十分な証拠に基づく合理的な結論を意味します。）を提供することにつながり、また、ATOによる納税者のリスクレーティングにも影響するものと考えられます。

直近においては、ATOが今後4年間において、税務ガバナンス体制のレビューの実施を含む**Top 1,000 Multinationals and Public Companies Tax Performance Program**を実施するとアナウンスしました。したがって、ATOガイドラインを考慮して、現状の税務ガバナンスポリシー・手続及びコントロールに関するGap分析（以下を参照）を行い、これらを文書化することが望されます。



## 税務ガバナンスに関するATOのこれまでの取組み



### ATO ガイドライン – “Tax risk management and governance review guide”

2015年7月に税務ガバナンスに関するガイドラインのドラフトとしてATOから公表されていた **Tax Risk Management and Governance Review Guide** (以下「本ガイド」) が、2017年1月に改訂版として公表されました。本ガイドは、納税者に対して、ATOが考えるるべき税務ガバナンス体制を示したものであり、納税者はこれを踏まえて、以下に取り組むことが期待されています。

- 納税者自身の税務ガバナンス体制の枠組みの構築
- ATOのベンチマークを踏まえた、税務ガバナンス体制の有効性についてのテスト
- 税務リスク管理のためのキーコントロールの運用上の効率性についての理解

本ガイドにおいて、新たなセクションとして追加された **Self-assessment procedure** では、ATOが考えるるべき税務ガバナンス体制が、「ベータープラクティス」(後述参照)として定義されています。すなわち、全ての納税者が、本ガイドに示されるベータープラクティスの全てを満たすことが期待されているものではありません。ただし、ベータープラクティスが採用されているかどうかが、ATOによる会社の税務ガバナンス体制の評価の際に、**justified trust** を提供できるかどうかに直接影響することに留意する必要があります。また、本セクション(**Self-assessment procedure**)は、納税者に対して、ATOが想定している会社の税務ガバナンスに対するATOの想定アプローチを明確にすると共に、ATOが税務ガバナンスのレビューを行う際に尋ねる可能性がある質問をハイライトしたものとなっています。したがって、本ガイドの内容を遵守している納税者は、ATOのプログラムにおいて、**justified trust** を得られる可能性がより高くなるものと考えられます。その結果、リスクレーティングをより低く維持できることなり、ATOの税務調査や更なるレビューにつながる可能性が低くなるものと考えられます。一方、本ガイドでは、税務ガバナンスに関して取締役会および経営陣に求められる基本的な責任について **Board-level responsibilities** 及び **Managerial-level responsibilities** のセクションにおいてハイライトしています。これらは以下の項目から構成されます。

<b>Board-level responsibilities</b>	<b>Managerial-level responsibilities</b>
税務管理体制の形式化	役割と責任の明確な理解
役割と責任の明確な理解	シニアマネジメントの十分な能力
取締役会での認識	重要取引の確認
定期的な内部コントロールのテスト	データの管理体制の整備
	記録管理ポリシー
	コントロールの枠組みの文書化
	重要差異の説明
	税務情報の完全かつ適切な開示
	法令及び行政上の改正の反映

## ベータープラクティスの例

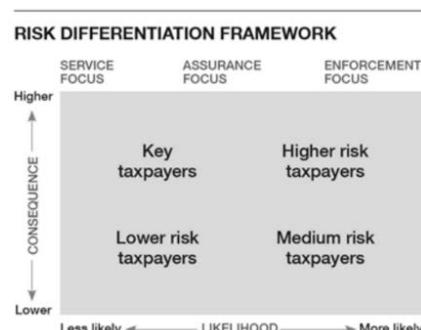
本ガイドは、納税者に対して、現状の会社の税務ガバナンス体制を、ATOのベータープラクティスと比較するための機会を提供するものとなっています。ATOの税務ガバナンスレビューにおいては、納税者は、会社の税務に関する内部統制の内容や、会社がどのように税務リスクを管理しているかを説明することが求められます。また、税務ガバナンス体制が、ATOが推奨するベータープラクティスに沿っていない場合には、ATOのベータープラクティスのうち会社が採用しなかったものがなぜ会社の状況に適合しないかについても説明を求められる可能性があります。そのため、本ガイドにおいては、「*if not, why not* アプローチ」が推奨されています。本ガイドにおいて示されているベータープラクティスの例は以下の通りです。

- 税務リスクの確認・管理方法の詳細と税務戦略が文書化されている
- 役員の役割と責任の詳細が文書化されている
- 役員就任時のプログラムとして会計税務に関連する内容が組み込まれている
- 取締役会で税務ガバナンス体制の年次レビューが実施されている
- 税務上の課題やリスクがどのような傾向になっているかについて、経営陣から取締役会への定期的な報告が行われている
- コントロールの枠組みに関するテストの結果を、取締役会（または、委員会）がレビューし、その証憑がある
- 税務コンプライアンスにおける役割の詳細、レビュー・税務リスク (**tax risk register**)の報告方法（検出された税務リスクのフォローアップを含む）、及びその頻度に係るポリシーが文書化されている
- 重要な取引の金額レベル、取締役会に報告されるべき取引タイプの詳細及び、外部アドバイザーのアドバイスを求める際の基準に関するポリシーが文書化されている
- 税務に関する記録管理ポリシー（保存に係るタイムフレームを含む）が文書化されている
- インターネットや一連の手続きを通じて従業員が容易に税務リスク管理のためのガイドにアクセスできる
- 経営陣によりワークペーパーがレビューされ承認されている（取引に対して税法が正しく適用されていること、申告計算が正しいことを経営陣が確認したことを示すものが存在する）

## ATO のプログラム – **Top 1,000 Multinationals and Public Companies Tax Performance Program**

ATOは、今年に入り、今後4年間において、**Top 1,000 Multinationals and Public Companies Tax Performance Program**を実施し、本プログラムを通じて税務ガバナンス体制のレビューをすることをアナウンスしました。本プログラムは、ATO及びパブリックが、オーストラリアの**Top1,000**の企業が適正な税額を支払っていること及び、"justified trust"を得るために税務リスク管理に取り組んでいることの証拠を得ることが目的とされています。本プログラムは、2017年において、**Top100**企業から開始されることとなっており、**Top100**企業に対しては、既に本プログラムに関するレターが送付されています。**Top1,000**の内、残りの企業に対しては、今後においてレターが送付されることが予定されています（一部の企業は既にレターを取得済み）が、初期段階では、欠損が生じている会社にフォーカスされる可能性があります。本レビューの結果に応じて、ATOは、「**Risk-differentiation framework**」に基づく納税者のリスクレーティングを評価し、その後のATOのアプローチを再検討することとなります。

## **Risk Differentiation framework**



ATOは、2014年10月に、大規模企業(売上が250百万豪ドル以上の納税者)向けに、「**Risk-differentiation framework**」を公表しました。RDFは、ATOの下記2つの指標に基づいたものとなっています。

- ATOが同意できない税務ポジションになっている、または、税務上の義務に関して誤った報告がなされている可能性(**Likelihood**)
- 潜在的なノンコンプライアンスの可能性を踏まえた重要性(**Consequence**)

ATO の税務ガバナンスのレビューを通じて、現状のリスクレーティングが再分類される可能性があります。

#### 日系企業に対する潜在的な影響

上記を踏まえ、ATO のプログラムにおいて **justified trust** を得られるかどうかによって、下記の観点での影響が生じることが想定されます。

	<b>Positive</b>	<b>Negative</b>
<b>リスクレーティング</b>	ATO から低いリスクレーティングを取得できる可能性	ATO から高いリスクレーティングを通知される可能性
<b>ATO 対応のための時間とコスト</b>	ATO のさらなるレビューや税務調査に繋がる可能性及びそれに費やす時間とコストの軽減	ATO のさらなるレビューや税務調査に繋がる可能性の増加と、それらに係る時間とコストの増加
<b>レビューションリスク</b>	内部外部に対して税の透明性を高めることによるレビューションリスクの回避	レビューションリスクを創出する可能性
<b>税負担</b>	適切な税管理により、重大な税務リスクの最小化を効果的に行う	予期せぬ追徴課税の機会が創出される可能性

#### 望まれるアプローチ

PwC は、ATO による本ガイドの作成に際して、税務ガバナンス体制や税務に関するコントロールの構築及び、そのテストに関するコンサルテーションプロセスに深く関与してきました。下記 4 つのステップによって、ATO の期待に対処していくための方法を明確にすることが望されます。

<b>ステップ 1</b> <b>Gap 分析</b>	<b>ステップ 2</b> <b>文書化</b>	<b>ステップ 3</b> <b>運用化</b>	<b>ステップ 4</b> <b>定期的な内部コントールテスト</b>
現状の税務ガバナンスポリシー・手続及びコントロールと ATO の期待（ベータプラクティス）との Gap 分析 (Gap 分析は本ガイドにおいて推奨されています)	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務ガバナンス・税務リスク管理ポリシーの定義および修正（既存のものがあれば）、並びにこれらの文書化</li> <li>税務（法人税、GST 等）に関するキーポンタコントロール及び手続の文書化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記に関する税務ソフトウェアの導入及び検証 <ul style="list-style-type: none"> <li>ワークフロー管理</li> <li>計算</li> <li>分析と報告</li> <li>文書化管理</li> </ul> </li> <li>従業員や役員に対するトレーニングの実施</li> <li>既存のプロセスの改善と強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税務に関する内部監査プランの文書化</li> <li>税務ガバナンスポリシー、法人税、GST 等に係るコントロールの設計と運用上の効率性のテスト</li> </ul>

ご質問や詳細情報についてのご要望等がございましたら下名までお気軽にお問合せください。

***Brisbane***

Stuart Landsberg  
+61 (7) 3257 5136  
[stuart.landsberg@pwc.com](mailto:stuart.landsberg@pwc.com)

Nobuhiro Terasaki  
+61 (7) 3257 8240  
[nobu.terasaki@pwc.com](mailto:nobu.terasaki@pwc.com)

***Melbourne***

David Earl  
+61 (3) 8603 6856  
[david.earl@pwc.com](mailto:david.earl@pwc.com)

Shunsuke Kawai  
+61 (3) 8603 2244  
[shunsuke.a.kawai@pwc.com](mailto:shunsuke.a.kawai@pwc.com)

***Perth***

David Lewis  
+61 (8) 9238 3336  
[david.r.lewis@pwc.com](mailto:david.r.lewis@pwc.com)

Takashi Masuda  
+61 (8) 9238 3190  
[takashi.a.masuda@pwc.com](mailto:takashi.a.masuda@pwc.com)

***Sydney***

Adrian Green  
+61 (2) 8266 7890  
[Adrian.green@pwc.com](mailto:Adrian.green@pwc.com)

Ryo Fujita  
+61 (2) 8266 3994  
[ryo.a.fujita@pwc.com](mailto:ryo.a.fujita@pwc.com)

© 2017 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers a partnership formed in Australia, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity. This publication is a general summary. It is not legal or tax advice. Readers should not act on the basis of this publication before obtaining professional advice. PricewaterhouseCoopers is not licensed to provide financial product advice under the Corporations Act 2001 (Cth). Taxation is only one of the matters that you need to consider when making a decision on a financial product. You should consider taking advice from the holder of an Australian Financial Services License before making a decision on a financial product.

*Liability limited by a scheme approved under Professional Standards Legislation.*